

2 フランの前提

2-1 プラン策定の趣旨

平成 18（2006）年 3 月 20 日に誕生した北名古屋市は、「健康」「快適」「自立」を基本理念に、将来都市像「健康快適都市」～誰もが安全・安心に暮らせるまち～の実現に向けてまちづくりを進めています。

合併と同時に、“健康快適都市”づくりの一環として、一人ひとりが自己実現できる“認めあい助けあうまち・いきいきと輝けるまち・きたなごや”を目指し、「北名古屋市男女共同参画推進条例」を制定しました。

このプランは、北名古屋市において、「北名古屋市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画として策定するものです。

2-2 プランの位置付け・性格

- 1 「男女共同参画社会基本法」（第 14 条）に基づく法定計画であり、「北名古屋市男女共同参画推進条例」（第 9 条）に位置付けられた計画です。
- 2 「北名古屋市総合計画」をはじめ、国の「男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン 21」等の関連計画と整合を図った計画です。
- 3 市民の意見や北名古屋市男女共同参画審議会の審議を反映した計画です。
- 4 男女共同参画社会づくりを市が率先して取り組むとともに、市民や事業者等と連携・協働して取り組むための計画です。

2-3 プランの期間

この計画の期間は平成 20（2008）年度から平成 29（2017）年度までの 10 年間です。

なお、社会経済環境の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2-4 計画の背景

男女共同参画社会づくりの取組は、日本国憲法に男女平等がうたわれたことを契機に、国際社会の動きとも連動しながら進められてきました。

平成 11（1999）年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する」と位置付けました。

そして、平成 12（2000）年 12 月には、男女共同参画基本計画が策定されました。この計画は中間年での見直しを経て、平成 17（2005）年 12 月に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を決定しています。この中で、平成 32（2020）年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% にすること等を掲げるとともに、女性のチャレンジ支援、新たな分野への男女共同参画等、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組や強化する取組の方向が示されました。

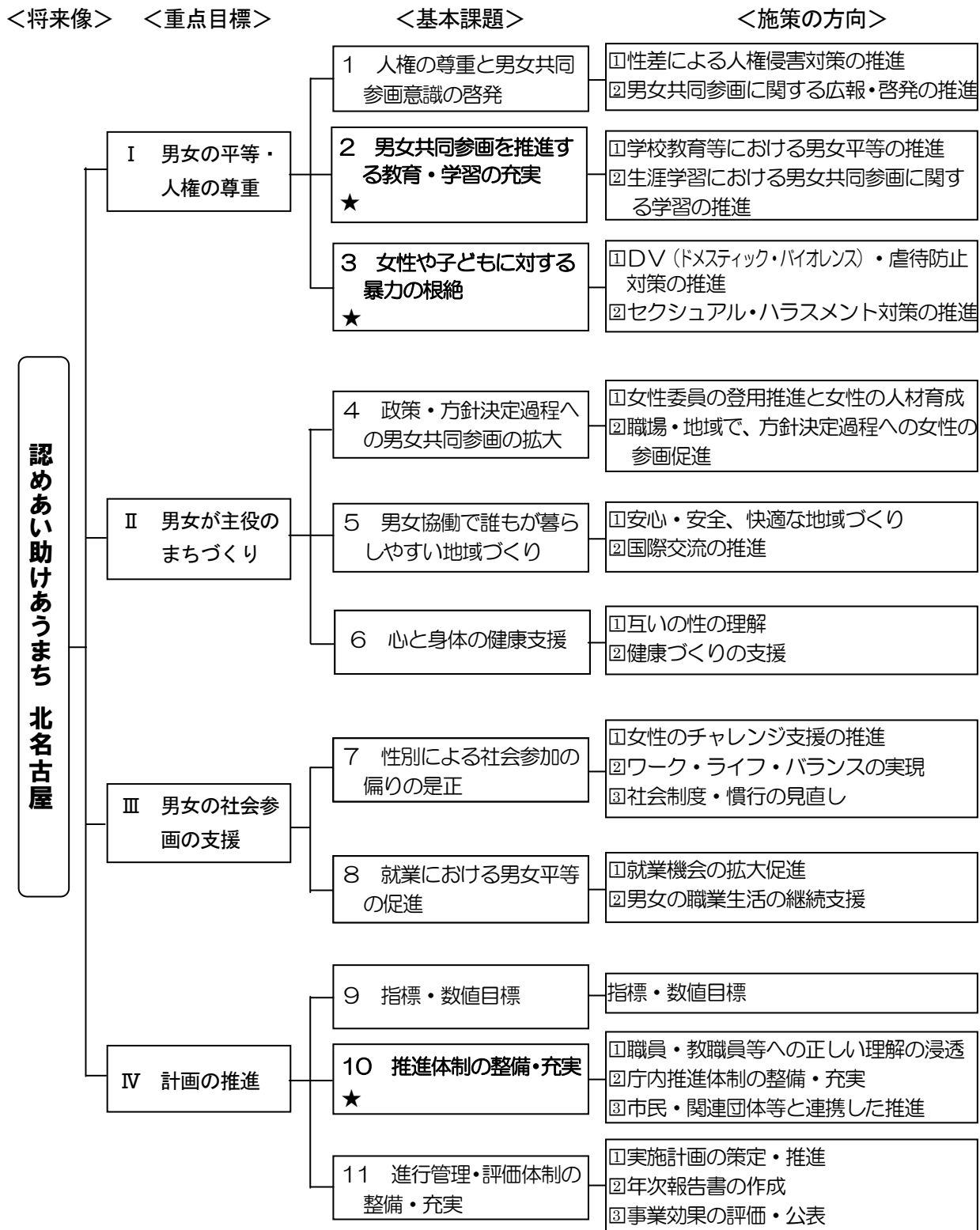
愛知県でも、平成 18（2006）年 10 月に「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を新たに設定するとともに、数値目標等を見直しました。

男女共同参画に関わる世界・日本の主要な動き

年	国連の動き	日本の動き
1975	国際婦人年世界会議	婦人問題企画推進本部設置
1976	国連婦人の 10 年（～85 年）	
1977		「国内行動計画」策定
1979	「女子差別撤廃条約」採択	
1980	「国連婦人の 10 年」平等、発展、平和 中間年世界会議（コペンハーゲン）	
1981		「国内行動計画後期重点目標」策定
1985	「国連婦人の 10 年」平等、発展、平和 ナイロビ世界会議、婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」の公布 「女性差別撤廃条約」批准
1987		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1991		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 （第 1 次改定）」策定
1995	第 4 回世界女性会議-平和、開発、平等 のための行動（北京）	
1996		「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1999		「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000	国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニ ューヨーク）	「男女共同参画社会基本計画」策定
2005		「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定

2-5 基本計画の施策体系

基本計画の施策体系は次のとおりです。



注：基本課題のうち、太字で★印付きは重点施策です。